
災害廃棄物対策 グッドプラクティス集

令和5年3月

環境再生・資源循環局 災害廃棄物対策室



(1) 災害廃棄物対策グッドプラクティス集の目的

- ・ 事前の対策により災害廃棄物処理が迅速に進んだ等のグッドプラクティス（仮置場の事前選定や協定活用等）を収集・整理し、全国の自治体に情報共有を図り、今後の自治体の災害廃棄物対策を強化することを目的として作成。
- ・ 事例の中には、環境省が自治体の災害廃棄物対策の推進のために実施したモデル事業（計画策定支援や図上演習等）が迅速な処理に寄与した事例も含まれる。

(2) 災害廃棄物対策グッドプラクティス集の解説

4 新潟県村上市【風水害：令和4年8月3日からの大雨】

仮置場	関係機関協力	災害報告書等	処理困難物	住民広報	協定締結	人材バンク	
被災	R元(2019)	モデル事業参加	R2(2020)	処理計画策定	R3(2021)	被災	R4(2022)

① 仮置場の迅速な設置

事業内容

- ・ 令和元年山形県沖地震で被災した際には仮置場の事前検討ができておらず、初動対応に苦慮したため、「令和2年度災害廃棄物処理計画作成モデル事業」に参加し、事前対策について検討。
- ・ グループワークにおいて、仮置場の選定や要件（土地や道路条件、搬出入の幅員など）を学習。
- ・ モデル事業で配布された仮置場候補地のチェックポイントをもとに、現地確認を実施し、市内旧5市町村各地区の候補地を事前に選定。

被災時発揮効果

- ・ 事前に選定した市内旧5市町村各地区の候補地からアスファルト舗装、重機が搬出入可能な搬入口の幅員を考慮した市全体の仮置場を1か所発災後すぐに設置。
- ・ 道路寸断により仮置場への搬入が難しい地域は戸別回収等を実施したが、搬入口の幅員を広くしていたために、回収車両の仮置場搬入出に支障なし。

項目	条件	理由
所有者	○ 公有地が望ましい（公有地、公有地、国有地）が望ましい。 ○ 地味地との関係性が良好である。 ○ 私有地の場合は、地権者の数が少ない。	○ 災害時には迅速な仮置場の確保が必要であるため。 ○ 協定が容易である。
面積	一次仮置場：○ 広さ100㎡以上、(3000㎡が好ましい) 二次仮置場：○ 広さ100㎡以上、(10ha以上が好ましい)	○ 適正な分別のため。 ○ 仮設処理施設等を設置する余地があるため。
平時の土地利用	○ 農地、牧場、海水浴場等は避けたい。 ○ 危険施設（倉庫、遊園地、ヘリコプター降着場等）に指定されていない。 ○ 仮置場の敷地面積が大きい。	○ 仮設処理施設等を設置する余地があるため。 ○ 当該施設として利用されている場合は、仮置場として利用できないため。
周辺への影響	○ 臭気、騒音、排水処理を確保できること。 ○ 電力が確保できること。（発電機による対応も可）	○ 火災が発生した場合の対応のため。 ○ 周辺住民、畜産における防疫対策のため。 ○ 仮設処理施設等の電力確保のため。
土地利用規制	○ 国、道、河川敷等による土地利用の規制がないこと。	○ 手続、確認に時間を要するため。

写真：仮置場の状況（令和4年8月3日からの大雨）

該当する要素のグッドポイントがあるものにマーク

対象自治体、対象災害

平時の取組内容

モデル事業参加年度や被災年のタイムフロー

被災時に効果を発揮したグッドポイントの内容

モデル事業の資料や仮置場の写真など

目次

市町村	掲載頁	モデル事業年度・ブロック	被災年	災害種別	事例キーワード								
					仮置場	関係機関協力	災害報告書等	処理困難物	住民広報	協定締結	人材バンク		
1	北海道中札内村	4	令和2年・北海道	令和3年	暴風	●							
2	青森県むつ市	5	平成30年・東北	令和3年	水害	●							
3	岩手県一関市	6	令和元年・東北	令和4年	地震	●		●		●			
4	新潟県村上市	8	令和2年・関東	令和4年	水害	●	●				●	●	
5	栃木県那須烏山市	10	令和元年・関東	令和元年	水害	●	●						
6	栃木県足利市	11	令和元年・関東	令和元年	水害	●							
7	東京都八王子市	12	平成27年・関東	令和元年	水害		●						
8	埼玉県鳩山町	14	令和3年・関東	令和4年	水害	●	●			●			
9	静岡県島田市	17	令和3年・関東	令和4年	水害	●	●			●	●		
10	長野県佐久市	20	令和元年・中部	令和元年	水害	●	●				●		
11	長野県岡谷市	22	令和3年・中部	令和3年	水害			●					
12	長野県佐久穂町	23	令和元年・中部	令和元年	水害	●							
13	石川県小松市	24	令和3年・中部	令和4年	水害	●	●				●	●	
14	石川県能美市	27	令和元年・中部	令和4年	水害	●							
15	石川県白山市	28	令和元年・中部	令和4年	水害	●					●		
16	福井県南越前町	29	令和2年・中部	令和4年	水害	●	●			●	●	●	
17	和歌山県かつらぎ町	32	令和3年・近畿	平成29年	水害					●			
18	広島県広島市	35	令和2年・中国	令和3年	水害		●	●					
19	福岡県北九州市	36	平成29年・九州	平成30年	水害		●		●		●		
20	宮崎県新富町	38	令和3年・九州	令和4年	水害	●	●				●		

1 北海道中札内村【暴風：令和3年12月1日暴風】

仮置場

関係機関協力

災害報告書等

処理困難物

住民広報

協定締結

人材バンク

モデル事業参加

R 2 (2020)



被災

R 3 (2021)

①仮置場の迅速な設置

事業内容

- 「令和2年度大規模災害時における北海道ブロック人材育成モデル事業（モデル事業）」に参加。災害廃棄物処理に係る基礎的事項に関する勉強会、ワークシートを用いた災害廃棄物処理計画を作成するワークショップなどを実施。



被災時 発揮効果

- モデル事業のワークショップを通じて仮置場の選定基準を把握しており、市街地からの距離や地形などを勘案し早急に選定。
- 被災翌日（12/2）に仮置場を設置、受入れ開始（12/3）の実施により、被災者が道路等にごみを野積みする状態の発生、報告なし。また、強風による廃棄物の再飛散を防ぐ措置を迅速に実施。
- 仮置場の所管が防災担当から廃棄物担当に変更した時点（12/7）で、有人管理や分類集積などを行い搬出・処分を円滑に実施。



写真：ワークショップの状況

出典：環境省資料

2 青森県むつ市【風水害：令和3年台風第10号】

仮置場

関係機関協力

災害報告書等

処理困難物

住民広報

協定締結

人材バンク

モデル事業参加

H30 (2018)

ワークショップ参加

R元 (2019)

被災

R3 (2021)

①仮置場の迅速な設置

- 「平成30年度災害廃棄物処理計画作成支援業務（モデル事業）」において、県内太平洋エリアと県内陸奥湾エリアの両方の津波被害を想定した先行事例として、**災害廃棄物発生量の推計、処理可能量の推計、仮置場候補地の条件の抽出**を実施。

- 令和元年度に東北地方環境事務所と青森県が共催した人材育成事業の被災自治体による**仮置場設置や収集運搬**などに関する講演や、モデル事業で開催されたワークショップに参画し、初動体制の重要性を認識。

- モデル事業で開催されたワークショップに参画した後、**課内で情報共有**。

- 令和3年台風第10号発生時、初動体制の流れ、仮置場の選定、設置方法、収集運搬方法等、研修内容を参考とし、**仮置場の迅速な選定及び設置や災害等廃棄物の種類ごとに収集運搬の体制を確立**。

事業内容

被災時
発揮効果



写真：災害廃棄物の発生状況



写真：仮置場の状況

3 岩手県一関市【地震：令和4年福島県沖地震】

仮置場

関係機関協力

災害報告書等

処理困難物

住民広報

協定締結

人材バンク

モデル事業参加

R元(2019)

処理計画策定

R3(2021)

被災

R4(2022)

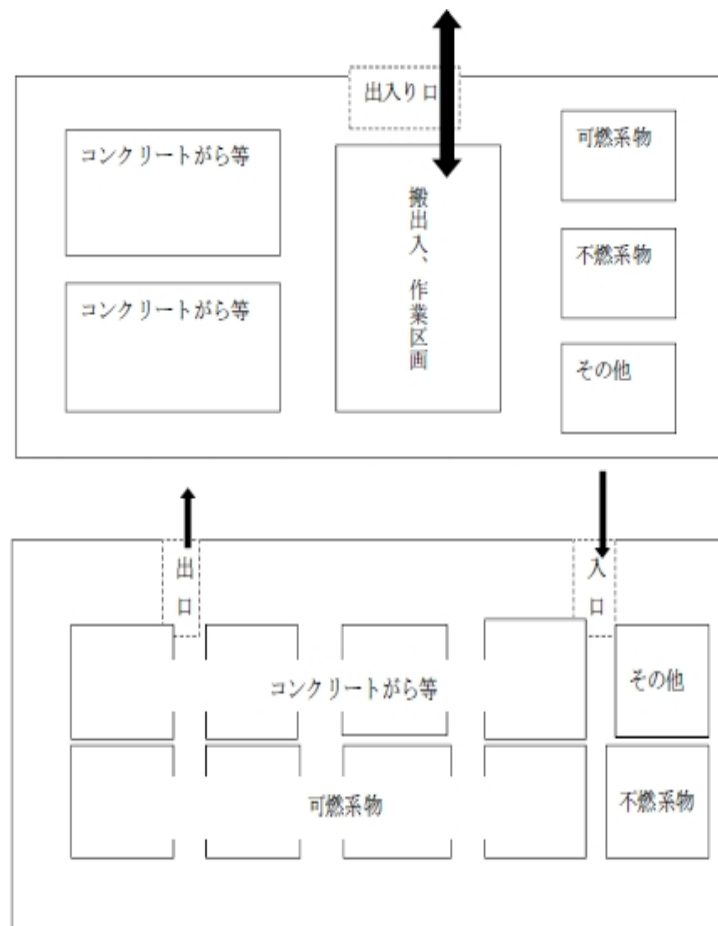
①関係部局との事前調整による仮置場の迅速な設置

事業内容

- 「令和元年度災害廃棄物処理計画作成支援業務（モデル事業）」において、**災害廃棄物発生量、仮置場必要面積、仮置場候補地など**を検討し、令和3年度に**災害廃棄物処理計画**を策定。
- 仮置場候補地は、モデル事業の実施時点では、地域防災計画に掲載の8か所を参考。

被災時 発揮効果

- モデル事業等を通じて災害廃棄物処理計画策定済であったことから、発災後、**災害廃棄物処理計画に沿った初動対応体制や発災後に実施すべき事項を理解。発災翌日の午後には清掃センターと協議の上、敷地内に可燃物、不燃物用に仮置場2か所設置。**
- モデル事業において、**災害廃棄物発生量と仮置場必要面積を算出したことにより、現状の仮置場候補地だけでは面積的に不足することが判明した結果、新たな仮置場の検討が可能。**
- 処理計画に仮置場候補地を公開しているが、**庁内向けの情報共有の意図もあり、発災時に所管課と協議を迅速に実施できる状態。**



図：一次仮置場レイアウトイメージ

出典：一関市災害廃棄物処理計画（一関市災害廃棄物処理マニュアル）（令和4年3月改正、一関市市民環境部生活環境課）

3 岩手県一関市 【地震：令和4年福島県沖地震】

②多様な手段を用いた住民広報

事業内容

・モデル事業では仮置場について**住民やボランティアに向けて多様な広報**の実施を想定。

被災時
発揮効果

・地震のため、被害地域の特定に時間が必要であったことから、チラシではなく、コミュニティFMラジオ、新聞、ケーブルテレビ、市の広報紙など**複数メディアを用いて実施**。

③災害報告書の作成対応

事業内容

・東北事務所主催の人材育成研修において、**災害報告書のひな形**をもとに**発災後の実務**を体験。

被災時
発揮効果

・発災後も災害報告書の**データ作成を常に意識**しながら**災害事務**を処理。
・新聞の切抜や写真撮影などその時点で必要なものを資料として準備。

地震で生じた廃棄物の処分方法

今回の地震で生じた一般家庭や事業者から出される廃棄物の処分方法です。清掃センターへの搬入は5月31日②までとなります。

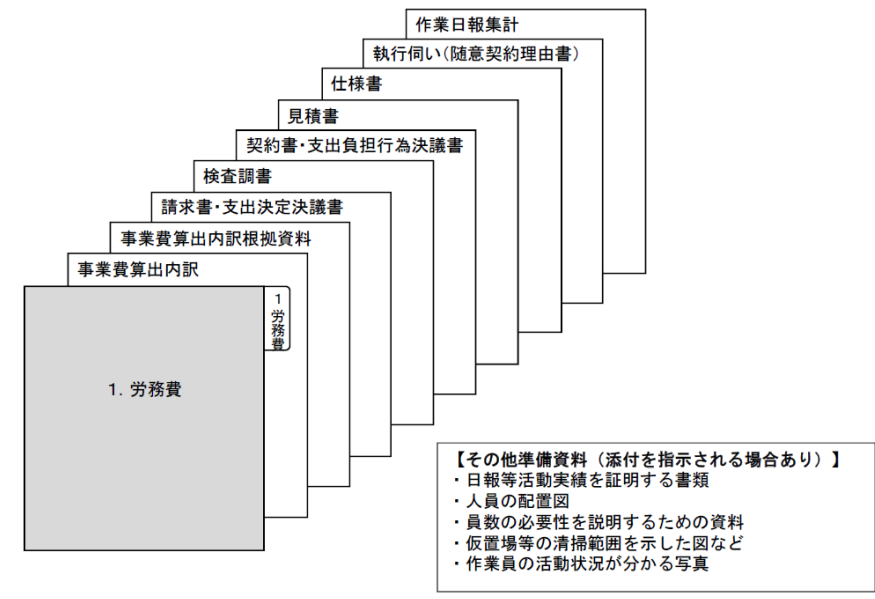
- ◆**罹災証明書などの発行手続きを行ってください。**
 - 手続きは下記によります。
 - 受付時間は平日の8時30分～17時15分(窓口延長日は19時まで対応)
- ◆**罹災証明書などを持って清掃センターに搬入してください。(料金は免除されます)**
 - 一関清掃センター(一関、花泉地域) ☎②2157。平日は8時30分～11時45分、13時～16時30分。土曜は8時30分～11時30分(②は除く)
 - 大東清掃センター(大東、千蔵、東山、根根、川崎、藤沢地域) ☎③3149。平日は8時30分～11時45分、13時～16時30分。第3日曜日は8時30分～11時45分、13時～16時30分(祝日除く)
- ◆**費用がかかるもの**
 - 廃棄物の運搬を一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼した場合、排出者の負担になります。
 - 事業者が修繕工事などを依頼した場合、そこから生じた廃棄物は産業廃棄物として事業者が責任を持って処理することになっています。清掃センターには搬入はできません。

◆**その他の排出方法**
破損したガラスや陶器などは、家庭ごみであれば通常の「燃やせないごみ」として分別ルールや収集カレンダーを順守してごみ集積所に出すことができます。ただし、事業者はごみ集積所には出せません。

●本庁生活環境課 ☎②8341

図：広報事例

出典：広報いちのせき(2022.5, No387)



図：災害報告書作成のポイント

出典：東北地方環境事務所資料

仮置場

関係機関協力

災害報告書等

処理困難物

住民広報

協定締結

人材バンク

被災

R元(2019)

モデル事業参加

R2(2020)

処理計画策定

R3(2021)

被災

R4(2022)

①仮置場の迅速な設置

- 令和元年山形県沖地震で被災した際には仮置場の事前検討ができておらず、初動対応に苦慮したため、「令和2年度災害廃棄物処理計画作成モデル事業」に参加し、事前対策について検討。
- グループワークにおいて、仮置場の選定や要件（土地や道路条件、搬出入の間口など）を学習。
- モデル事業で配布された仮置場候補地のチェックポイントをもとに、現地確認を実施し、市内旧5市町村各地区の候補地を事前に選定。

事業内容

被災時
発揮効果

- 事前に選定した市内旧5市町村各地区の候補地からアスファルト舗装、重機が搬出入可能な搬入口の幅員を考慮した市全体の仮置場を1か所発災後すぐに設置。
- 道路寸断により仮置場への搬入が難しい地域は戸別回収等を実施したが、搬入口の幅員を広くしていたために、回収車両の仮置場搬入出に支障なし。

項目	条件	理由
所有者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公有地が望ましい(市有地、県有地、国有地)が望ましい。 ○ 地域住民との関係性が良好である。 ○ (民有地の場合) 地権者の数が少ない。 	○ 災害時には迅速な仮置場の確保が必要であるため。
面積	<ul style="list-style-type: none"> 一次仮置場 ○ 広いほどよい。(3,000m²は必要) 二次仮置場 ○ 広いほどよい。(10ha以上が好適) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 適正な分別のため。 ○ 仮設処理施設等を設置する場合があるため。
平時の土地利用	○ 農地、校庭、海水浴場等は避けたいほうがよい。	○ 原状復旧の負担が大きくなるため。
他用途での利用	○ 応急仮設住宅、避難場所、ヘリコプター着陸場等に指定されていないほうがよい。	○ 当該機能として利用されている時期は、仮置場として利用できないため。
望ましいインフラ(設備)	○ 使用水、飲料水を確保できること。(貯水槽で可)	○ 火災が発生した場合の対応のため。
	○ 電力が確保できること。(発電設備による対応も可)	○ 仮設処理施設等の電力確保のため。
土地利用規制	○ 諸法令(自然公園法、文化財保護法、土壤汚染対策法等)による土地利用の規制がない。	○ 手続、確認に時間を要するため。

図：仮置場候補地のチェックポイント（一部抜粋）

出典：環境省資料

写真：仮置場の状況
(令和4年8月3日からの大雨)

出典：環境省撮影

4 新潟県村上市 【風水害：令和4年8月3日からの大雨】

②庁内理解の促進

事業内容



- モデル事業では、廃棄物担当部署内だけでなく、**庁内の関係部署（防災関係、福祉関係、財政関係、上下水道関係）との意見交換**を行うプログラムであったため、モデル事業期間中に仮置場候補地選定などに対して事前に庁内に周知。

被災時 発揮効果

- 事前に庁内の周知をしていたために**関係部署の理解が進み**円滑な対応を実現。

③協定締結活用を含めた関係機関との連携

事業内容

- モデル事業を通じて、**協定等の情報を事前に整理**。



被災時 発揮効果

- 仮置場の運営は、**市内の建設業者と廃棄物処理業者に委託し**、収集運搬や選別作業については、**県の応援協定を活用**して新潟県環境整備事業協同組合及び新潟県建設業協会からも協力を得た。
- 仮置場の管理は、廃棄物担当課（環境課）職員が必ず1名以上駐在し、開設当初は警備員も配置。
- 災害廃棄物の処理は、市の処理施設の他、**県の応援協定を活用**して対応。

④人材バンク制度の活用

- 令和元年台風第15号で被災した千葉県館山市と鋸南町から**損壊家屋撤去の事務手続き等**に関して支援を受ける。



写真：仮置場からの搬出状況

出典：環境省撮影



写真：村上市、関川村の支援を行う

出典：館山市提供 館山市、鋸南町職員

5 栃木県那須烏山市【風水害：令和元年台風第19号】

仮置場

関係機関協力

災害報告書等

処理困難物

住民広報

協定締結

人材バンク

モデル事業参加

R元（2019）



被災

R元（2019）

①迅速な仮置場の設置、管理・運営の人的資源確保

事業内容

- モデル事業中に仮置場の候補地として条件の良い場所をリストアップ。

被災時
発揮効果

- 被災後、早期（10/13）に**比較的広い面積**の仮置場（約10,000㎡）を確保でき、**混雑化等を防止**。

②ごみ処理施設の被災に伴う組合・構成市町との連携

事業内容

- 発災（10/12）の直前（10/2）に実施したモデル事業の図上演習において、「災害初動期における生活ごみや避難所ごみ等の収集運搬、処理への対応」をテーマとして、**廃棄物処理施設の稼働停止時の対応について検討**。

被災時
発揮効果

- 南那須地区広域行政事務組合のごみ処理施設が浸水により一時稼働を停止。その際に**那珂川町と協議を行い、停止期間中の処理を委託し**、処理施設復旧後に円滑な処理を実施。

③災害対策本部での応援要請

- 災害対策本部で他課に対し、**分別作業や廃棄物回収作業の協力要請を行い**多くの人員を確保。



出典：環境省撮影



写真：仮置場の状況（上、下）

出典：災害廃棄物フォトチャンネル

6 栃木県足利市【風水害：令和元年台風第19号】

仮置場

関係機関協力

災害報告書等

処理困難物

住民広報

協定締結

人材バンク

モデル事業参加

R元（2019）



被災

R元（2019）

①仮置場の迅速な設置、管理・運営の人的・物的資源確保

事業内容

- ・発災（10/12）の直前（10/2）に実施したモデル事業の図上演習において、災害初動期における生活ごみや避難所ごみ等の収集運搬、処理を検討。
- ・モデル事業中において**仮置場の候補地をリストアップ**。

被災時
発揮効果

- ・被災後**早期（10/14）に足利市クリーンセンターに隣接するグラウンドに仮置場を開設**。**他課からの応援を得て、仮置場の管理・運営要員を交代要員を含めて確保し**、数十人の職員が仮置場の受付、誘導等を実施。
- ・市内の地区ごと15か所に集積所を設置し、**地域住民の協力を得ながら**管理。



写真：発災直前に開催した
栃木県机上演習の状況

出典：環境省撮影



写真：足利市クリーンセンターに隣接する仮置場



写真：地区ごとに設置した集積所

7 東京都八王子 【風水害：令和元年台風第19号】



① 庁内・関係機関との協議・調整による課題共有

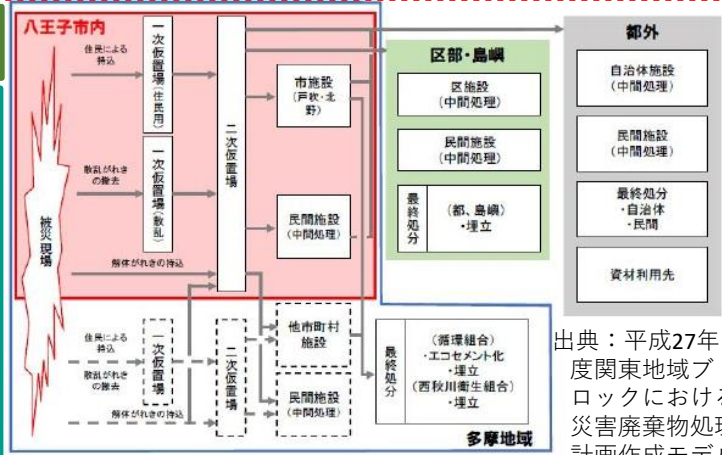
- 「平成27年度災害廃棄物処理計画作成モデル事業（モデル事業）」に参加し、以下の課題を検討。
 - 1) 市の関係主体の役割分担が未定で、他部局・民間事業者を含めた災害廃棄物処理体制が未構築
 - 2) 一部事務組合に災害廃棄物を搬入予定で、分別、再資源化により最小限度の処分の意向があるが、構成団体、組合と受入れに関して未調整

事業内容

- モデル事業では次の取組みを実施。
 - 1) 災害廃棄物処理フロー及び役割分担案の検討
 - 2) 災害廃棄物処理に関わる事業者団体、関係行政機関等へのヒアリング調査
 - 3) 災害廃棄物処理の関係者による協議・調整の場の構築

被災時 発揮効果

- モデル事業で庁内各課との会議を実施し、情報や認識の共有を図ることができ、年度内の平成28年3月に処理計画の成案の策定に至った。
- モデル事業及び処理計画策定を契機にして、災害廃棄物処理に関する庁内の共通理解を得ることができたことが令和元年台風第19号の発災時に庁内各部署の主体的な対応に繋がり、円滑な処理を実現。



図：八王子市および多摩地域における災害廃棄物処理フロー（案）
出典：平成27年度関東地域ブロックにおける災害廃棄物処理計画作成モデル業務報告書（平成28年3月）



写真：八王子市災害廃棄物処理計画作成モデル事業意見交換会
出典：八王子市ホームページ

7 東京都八王子 【風水害：令和元年台風第19号】

②実効性の高い処理計画・マニュアルの作成

- モデル事業中に処理計画の策定を進めた結果、処理計画は非常災害時の包括的な行動を規定した計16ページ程度とし、**別途、実務的な計画として災害廃棄物対策マニュアルを策定する構成に。**
- モデル事業で実施した会議等により**災害廃棄物処理に対する意識が高まり**、廃棄物関係課の**担当が自らマニュアルを作成。**

③広域処理の受入

- 東日本大震災の際にも宮城県女川町の可燃性廃棄物の受入実績があったが、モデル事業により**顔の見える関係が強化され、支援側としての体制整備にも寄与。**
- 令和元年台風第19号において、関東地方環境事務所が**災害廃棄物の受入に関する情報提供**をした結果、栃木県鹿沼市の災害廃棄物約140トン¹⁾を戸吹クリーンセンターで**受入、焼却処理を実施。**

事業内容



被災時
発揮効果

No	コード	項目	初動指定	初動期 (数日間)	応急対応期 (前半) (3週間程度)	応急対応期 (後半) (3ヵ月程度)	復旧・復興期 (3年程度)
101	I-①	道路の被災・復旧状況の情報収集及び情報共有	○	→	→		
102	I-①	災害廃棄物処理実行本部の設置・運営	○	→	→		→
103	I-①	災害廃棄物処理実行本部会議の設置・運営	○	→	→		→
107	I-②	ごみ処理施設の被災状況の把握及び情報共有	○	→	→		
108	I-②	災害廃棄物の量の把握(要処理量の暫定値・推計値)	○	→	→		
109	I-②	災害廃棄物処理能力の把握	○	→	→		
110	I-②	災害廃棄物処理方針の策定	○	→	→		
111	I-②	市処理実行計画の策定(当初計画)	○	→	→		
114	I-③	協定先団体への協力支援要請	○	→	→		
124	I-⑥	二次仮置場の施設整備工事の設計・発注	○	→	→	→	
127	I-⑦	避難所の仮設トイレ設置状況の把握	○	→	→		
128	I-⑦	下水道施設の被災状況の情報収集	○	→	→		
129	I-⑦	民間し尿処理施設の被災状況の把握・情報共有	○	→	→		
130	I-⑦	し尿処理実行計画の策定	○	→	→		
131	I-⑦	し尿の収集運搬	○	→	→	→	
201	II-①	道路閉鎖の支援(収集運搬)	○	→	→		
202	II-①	救助捜索活動の支障物の除去支援(収集運搬)	○	→	→		
203	II-①	一次仮置場の整備	○	→	→	→	
204	II-①	一次仮置場の管理運営	○	→	→	→	
301	III	ごみ処理施設の保安点検・復旧作業	○	→	→		
303	III	ごみ処理施設の継続運転管理	○	→	→		→

図：初動対応指定のマニュアルの項目
出典：八王子市災害廃棄物処理計画（平成28年3月）



令和元年(2019年)
12月12日
災害廃棄物置き場状況



令和2年(2020年)
1月27日
災害廃棄物置き場状況

図：栃木県鹿沼市への災害協力

出典：戸吹クリーン通信 第47号（令和2年1月29日）をもとに作成

仮置場

関係機関協力

災害報告書等

処理困難物

住民広報

協定締結

人材バンク

モデル事業参加

R 3 (2021)



被災

R 4 (2022)

①仮置場の迅速な設置

事業内容

- 「令和3年度関東地域ブロック災害廃棄物処理計画効果検証等業務（モデル事業）」の図上演習に参加し、**仮置場の早期開設、仮置場の分別の必要性**を認識。仮置場の設置条件、**民地借上げや無管理集積所の事例**の情報を入手。

被災時 発揮効果

- 発災当日、町長などとの情報共有協議において、モデル事業の研修結果を踏まえ、**仮置場の早期設置の重要性を共有し、仮置場確保の共通認識を形成**。
- 平時から町が土地借上げをした駐車場を仮置場候補地に設定し、**地権者から仮置場利用の了承を所管課を通じて発災当日に得られた**（発災翌日（7/13）に仮置場開設）。
- モデル事業の研修で**無管理集積所の発生事例の情報**を得ており、被害地区の代表者から道路上に一時的な排出について打診があったが、**仮置場の早期設置を説明し、納得**を得られた。



写真：分別区分された仮置場の状況

出典：環境省撮影

②多様な手段を用いた住民広報

- モデル事業の研修において、仮置場配置図添付の**広報チラシ例配布**。
- 仮置場の開設情報の住民への早期伝達の重要性**を認識。

事業内容

- 発災当日**には研修で配布されたチラシを参考に**分別区分の配置図付きチラシ**を作成。
- 被害の大きい地区には**職員が各戸配布**し、他地区は**区長を通じて配布**を依頼。**ホームページにも情報を掲載**し、**多様な手段**で情報を伝達。

被災時
発揮効果

発災翌日に公布

令和4年7月13日

被災された皆様へ

災害により発生したごみの仮置場
設置のご案内

今回の「大雨」により被災された皆様にお見舞い申し上げます。「大雨」により発生した被災ごみ等は、町が設置した仮置場へ持ち込んでください。また、その際は分別にご協力をお願いします。

■仮置場で受け入れるごみ

被災により発生した以下のごみを対象とします。

- 生ごみ以外の燃やごみ（プラスチック・衣類など）
- ガラス・陶器類
- 瓦
- 金属類
- たたみ
- 粗大ごみ（木製家具・ソファ・ベッド・布団など）
- 家電4品目（冷蔵庫、洗濯機、エアコン、テレビ）

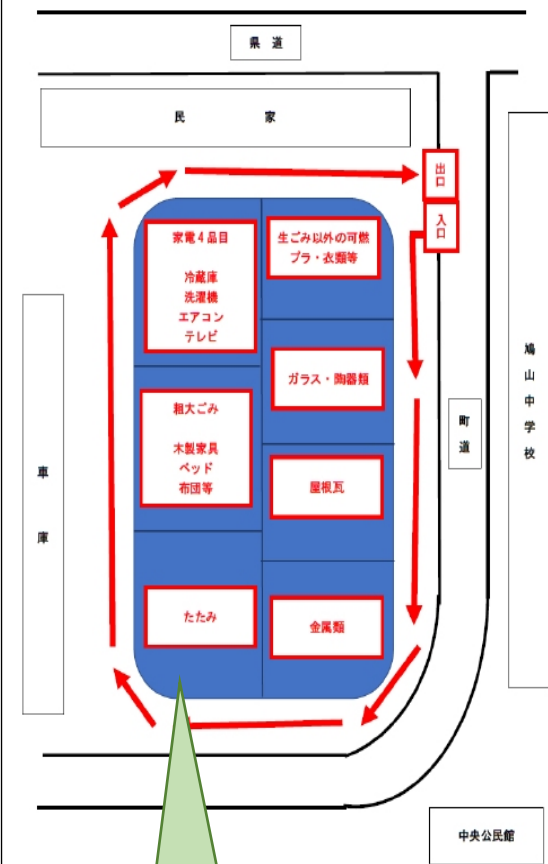
注意事項

- ①の生ごみは通常ごみで対応してください。
- 冷蔵庫を出す場合は、中に入っている食品等をすべて取り除いてください。
- 透明・半透明な袋に入れてください。
- バッテリー、タイヤ、危険なもの（消火器、ガスボンベ、灯油、農業等）は、受け入れられません。
- ガラス片や釘などでケガをしないよう十分に注意してください。

■仮置場では、**誘導員に従って**決められた場所に置いてください。
※裏面をご覧ください。

【問合せ先】鳩山町産業環境課 環境保全・生活安全担当
電話 049-296-5894 又は 296-1211 内線 311・312

【仮置場の場所】公共駐車場（中央公民館西側）
【仮置場案内図】
開設期間：7月29日まで（土・日・祝日を除きます。）
開設時間：9:00～16:00
【仮置場の分別配置図】

分別配置図も
添付

図：仮置場設置の広報チラシ

③関係機関との連携関係の構築

事業内容

・モデル事業には埼玉県及び県下の市町村が参加しており、平時から相談できる関係を構築。



被災時 発揮効果

・発災当日に県へ応援を要請し、埼玉県の資源循環推進課及び東松山・西部環境管理事務所が仮置場の運営・管理の指導。町は仮置場の設置は初めてでノウハウ（分別指導、夜間の防犯カメラ設置、出入口封鎖など）なく、相談できる関係機関の存在は非常に心強かった。

・県の応援終了後、庁内で仮置場運営方法を共有。

・一部事務組合の積極的な協力もあり、災害廃棄物の可燃物搬出を予定より早く進捗できた。

④庁内の体制構築

・仮置場の運営は主に町職員が実施。全庁的な協力・応援体制を構築し、廃棄物担当課員が責任者で1名、他班職員が2名の計3名を1班とし、午前、午後に3名ずつの体制を構築。発災3～4日目には体制構築。

・廃棄物担当課と防災担当課は平時から災害対応の情報を共有。人的体制を円滑に構築。



写真：分別区分された仮置場の状況

仮置場

関係機関協力

災害報告書等

処理困難物

住民広報

協定締結

人材バンク

処理計画策定

H28 (2016)

モデル事業参加

R 3 (2021)

被災

R 4 (2022)

①仮置場の迅速な設置

事業内容

- 「令和3年度関東地域ブロック災害廃棄物処理計画効果検証等業務（モデル事業）」の研修に参加し、**仮置場の早期設置の重要性**、**仮置場の配置図例**や**無管理仮置場の発生事例**の情報入手。

- 発災当日に危機管理課と調整し、仮置場の設置検討を開始し、一日以内に仮置場を開設。
- 市内に最大5か所設置した仮置場の運営・管理は基本的に市職員が実施。仮置場の分別配置図の作成にあたり、研修時の資料により**危険物の分別の必要性を認識**。
- 運営委託した仮置場1か所以外の4か所の仮置場は、収集の**直営職員が生活ごみの収集対応後に収集**。仮置場で仕分け後、パッカー車で回収し、**仮置場からの搬出を早めた**。
- 仮置場の早期設置及び適切な管理・運営、災害廃棄物の早期搬出などの取組みにより、**無管理仮置場の発生や道路上のごみ放置を防ぐことができた**。

被災時
発揮効果

写真：運営委託した仮置場の状況

出典：環境省撮影



写真：直営管理した仮置場（焼却施設敷地）

出典：島田市提供 の開設準備状況

②多様な手段を用いた住民広報

事業内容

・モデル事業の研修において、多様な手段による広報が必要であることを認識。

被災時
発揮効果

・仮置場の設置に関して、住民に対して、市ホームページ、公式SNS、コミュニティFM、同報無線などの多様な手段を用いて広報を実施。
・被災地区の自治会長とは電話連絡により情報共有。



伊久美川の洪水により、陥落した東海道静岡島田線
豪雨の爪痕 — 9月23-24日の記録 —
◎危機管理課 ☎ 36-7143

被災者向け支援のお知らせ

■ 防災証明の発行 危機管理課 ☎ 36-7407
とき/月～金曜日(祝日を除く)午前8時30分～午後5時15分
ところ/市役所本庁舎 福祉課(1階)
※当面の欄、金谷北・金谷南・川根支所、初倉・六合公民館でも受け付けています。
持ち物/写真、被害状況のわかる写真、委任状(申請者が代理人の場合)

■ 台風被害に伴うごみの受け入れ 環境課 ☎ 34-1122
とき/午前8時30分～正午、午後1時～5時
ところ/田代環境プラザ
対象/水に浸かってしまった畳・テレビ・冷蔵庫・洗濯機などの大型家具・家電製品
※災害と関係ないごみは持ち込めません。
※できる限り分別してください。
※小さいものは、収集日に決められた集積所へ。

■ 任意被災者に対する災害見舞金の交付について 危機管理課 ☎ 36-7407
対象/台風15号により住家に被害を受けた世帯主
金額/全額5万円、半額3万円
床下浸水2万円・床下浸水1万円(土砂などを含む)
※見舞金の交付は、防災証明書交付申請が必要です。申請に基づき、市から対象となる世帯主へ見舞金のご案内を郵送します。

主な被災状況 (10月4日時点、危機管理課提供)

人的被害/無し
建物被害/一部壊滅3棟、床上浸水55棟、床下浸水127棟
道路/国道473号伊豆田線道路陥没(長島～大岡、中平～二俣全面通行止め)
国道473号土砂流出(備前、葛籠～石風呂全面通行止め)
河川/越水5件(南原沢川・伊久美川・渡田川・東光寺谷川・長地川)
断水/121世帯(伊久美地区・川根地区) ※
停電/210世帯(川根町富岡地区・大代地区の一部) ※
孤立/716世帯・1,577人(伊久美地区・川根地区) ※
※印の数値は、発災後の最大数です。

地区	観測雨量(時間帯)	積算雨量
島田	126 (23日午後8時0分～)	309
伊久美	127 (23日午後11時50分～)	546
金谷	87 (23日午後8時30分～)	248
川根	88 (23日午後10時50分～)	409
森本	108 (23日午後11時10分～)	397
島崎	107 (24日午前0時～)	431

■ 台風被害に伴うごみの受け入れ 環境課 ☎ 34-1122
とき/午前8時30分～正午、午後1時～5時
ところ/田代環境プラザ
対象/水に浸かってしまった畳・テレビ・冷蔵庫・洗濯機などの大型家具・家電製品
※災害と関係ないごみは持ち込めません。
※できる限り分別してください。
※小さいものは、収集日に決められた集積所へ。

被災された方へのお願い 令和4年10月6日

災害により発生したごみの出し方・仮置場のご案内

- 生ごみは、通常のごみ収集日に、ごみステーションに出してください。
- 台風15号により家庭で使えなくなった家財等は、仮置場へ持ち込んでください。指定する仮置場以外の空き地や公園への持込はおやめください。
- 持ち込みの対象となるものは、水に浸かった畳、大型の家具、テレビ・冷蔵庫・洗濯機などの大型家電等です。

注意事項

- ・冷蔵庫の中に入っている食品等はすべて出してください。
- ・災害と関係なく発生したごみ、危険なもの(バッテリー、消火器、ガスボンベ、灯油、農薬等)は、持ち込めません。持ち帰っていただきます。
- ・ガラス片や釘などでケガをしないよう十分に注意してください。



■下記の仮置場で、誘導員にしがたって決められた場所においてください

場所	開設期間	利用可能時間
田代環境プラザ	当面の間 (利用可能日は、家庭ごみの自己搬入可能日と同じ)	(平日) 8:30～12:00 13:00～17:00
		(第二土曜日) 8:30～12:00 (祝日) 8:30～12:00 13:00～15:00
川根文化センターチャリム21入口付近	10月10日(月)まで	(平日、土日祝) 8:30～12:00 13:00～16:30

※阿知ヶ谷旧清掃センター、初倉公民館駐車場、旧金谷中学校跡地の仮置場は閉鎖しました。

※10月11日(火)以降は田代環境プラザへお持ち込みください。
※時間外のご持込みは危険ですので禁止します。

【問合せ先】島田市 環境課 施設係 (電話) 34-1122

図：広報 (ホームページで公開)

③周辺市町との連携関係の構築

事業内容

- 平成28年に災害廃棄物処理計画を策定したのち、モデル事業に参加し、他市町の進んだ取組み状況を確認できたことにより、処理計画見直しや実効性確保の重要性を改めて確認。

被災時 発揮効果

- モデル事業の場を通じて他市町の担当者と横のつながりを構築。
- 市の焼却施設は平時から、隣接する川根本町のごみを受入れており、川根本町の災害廃棄物についても受入れを実施（直接溶融炉のため、可燃ごみ、粗大ごみ、粉碎残渣を含めて多様なごみを溶融処理）。

④民間事業者との仮置場運営に係る協定締結

事業内容

- 平時に市内の最終処分場を保有する民間業者と災害廃棄物処理等の協定を締結。
- 仮置場の設置及び管理を条文に盛り込み。

被災時 発揮効果

- 発災後、市で協定を締結している民間業者と静岡県が協定を締結している産業資源循環協会の会員企業の災害廃棄物処理に関する知見等も考慮しつつ、産業資源循環協会の会員企業に対して仮置場の運営・管理を委託することを決定。
- 管理運営の対象とした仮置場が1か所であり、全面的な委託条件としたことで迅速な契約、対応を実現。

（協力の要請）

第3条 甲は、災害が発生した場合、乙に対し次の各号に掲げる協力業務を要請するものとする。

- (1) 災害廃棄物の処分
- (2) 災害廃棄物仮置場の設置及び管理
- (3) 仮置場での災害廃棄物の分別等
- (4) 前各号に伴う必要な事業

図：災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定書（部分）※民間業者との協定

出典：島田市提供資料

10 長野県佐久市【風水害：令和元年台風第19号】



①仮置場の迅速な設置

事業内容

- 「令和元年度災害廃棄物処理計画策定モデル事業（モデル事業）」に参加し、仮置場の災害廃棄物**分別区分**、受入れに係る**広報**や現場での**火災防止等の対応**、**協定先や協定内容の一覧の確認**などの知見を得た。



被災時 発揮効果

- 台風が接近してきた時点で、研修の資料を用いて、**仮置場の候補地の検討**、**仮置場のレイアウト**、**資機材の準備**、**住民周知の方法**などについて、**早めに検討を実施**。
- 研修において、**畳が発火する可能性を理解していたため**、**火災対策を行い危険を回避**。
- がれき類が多く発生することを理解していたことから、仮置場ではなく最終処分場への**直接搬入が可能な仕組み**を構築。その結果、**仮置場を圧迫せず運用**。
- 仮置場における受入作業は、**中部ブロックの広域連携計画**に基づいた支援自治体（小松市、富山市など）やその他の支援自治体等、また市内（廃棄物担当課の生活環境課、他部署）の職員が対応。



写真：仮置場の状況

出典：佐久市提供資料

②仮置場選定時の関係者への説明、調整等

- ・ 迅速かつ円滑な仮置場開設につなげるため、災害廃棄物処理計画に仮置場開設に向けた受入品目の確定や区長・近隣住民への説明、砕石敷きなどの順序・流れ、開設に必要な準備品を記載。

③民間事業者との協定締結による仮置場対応

事業内容

- ・ モデル事業において協定先や協定内容を確認。

被災時 発揮効果

- ・ 仮設トイレのリースなど、協定を活用した災害対応を迅速実施。
- ・ 災害時の支援協定を活用し、建設業協会に依頼し、重機を確保。

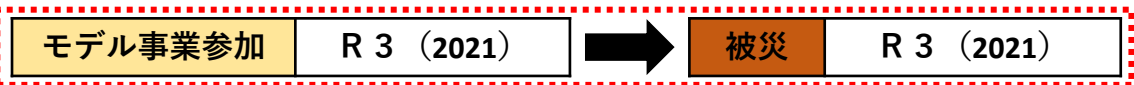


写真：仮置場の状況（重機の使用）

出典：佐久市提供資料

11 長野県岡谷市 【風水害：令和3年8月大雨】

仮置場	関係機関協力	災害報告書等	処理困難物	住民広報	協定締結	人材バンク
-----	--------	--------	-------	------	------	-------



①収集運搬、災害報告書作成

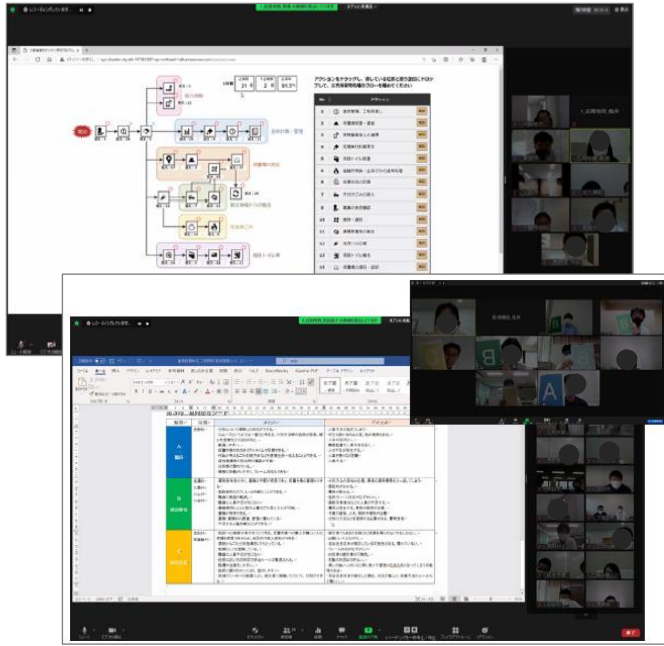
事業内容

・「令和3年度災害廃棄物処理体制強化モデル事業（モデル事業）」に参加。、**災害廃棄物処理に係る意思決定の疑似体験**をテーマとしたグループワークを実施。



被災時 発揮効果

- ・令和3年8月の大雨により被害を受け、災害廃棄物処理を実施。局所的な被害であり、戸別回収を実施するなど、想定した対応・処理と**異なる方法で対応**。
- ・モデル事業の参加による**事前の検討**や、中部地方環境事務所及び長野県との連携により、災害等廃棄物処理事業費**補助金の申請書類の作成**などを円滑に実施。



図：オンライングループワークの状況
出典：環境省資料



出典：岡谷市提供



写真：仮置場の状況



写真：回収の状況

仮置場	関係機関協力	災害報告書等	処理困難物	住民広報	協定締結	人材バンク
-----	--------	--------	-------	------	------	-------



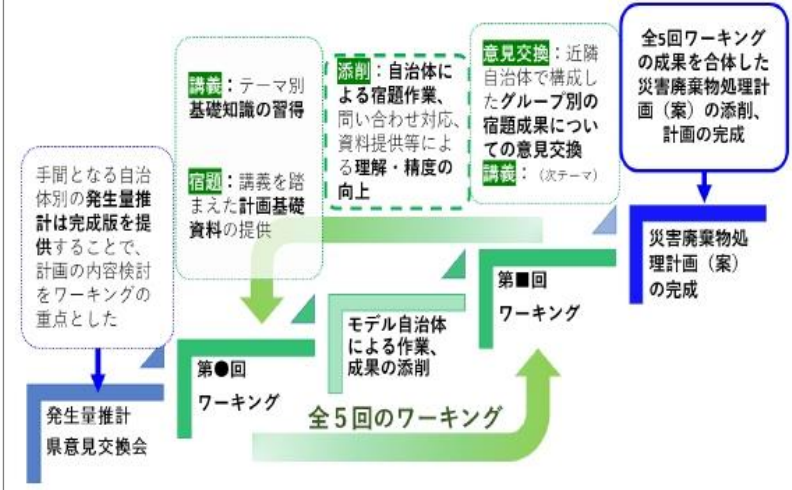
①仮置場の迅速な設置

事業内容

- 「令和元年度中部ブロックにおける災害廃棄物処理計画策定モデル事業（モデル事業）」に参加。
- 発生量推計の検討、ワーキング会議及び講義に対応した宿題形式の演習を実施。**災害廃棄物処理計画（案）を作成。**
- モデル事業中に発生した台風第19号の被災自治体の被災経験、**事前準備（計画）の必要性をワーキング会議で共有。**

被災時発揮効果

- モデル事業で**仮置場候補地の検討**を実施した結果、発災後、**迅速に仮置場を選定。**
- 下水道事務所の駐車場の選定にあたり、事前に下水道事務所と調整を実施。
- 仮置場のレイアウトを検討し、場内を一方通行にして搬出しやすさに配慮。



図：ワーキング会議の進め方・テーマ
出典：環境省資料



13 石川県小松市 【風水害：令和4年8月3日からの大雨】

仮置場

関係機関協力

災害報告書等

処理困難物

住民広報

協定締結

人材バンク

モデル事業参加

R 3 (2021)

被災

R 4 (2022)

①仮置場の迅速な設置

・「令和3年度災害廃棄物処理体制強化モデル事業（モデル事業）」のグループワーク及び図上演習に参加。

・石川県は平成30年度から県内自治体の担当者向け研修を実施しており、令和4年5月にモデル事業成果のグループワーク用資料を活用して実施し、小松市も参加。

・被災時に発災後の初動期の対応を整理し、初動対応を円滑に実施。市が仮置場設置。市が包括的な管理、地域が運営する集積所を8か所設置。集積所に区分表示の看板設置、迅速な集積所からの搬出により混廃化を防止。

・住民周知用のチラシは中部地方環境事務所の助言を得て作成し、発災から2日後の8/6には配布。

事業内容

被災時
発揮効果

グループワーク②-1 仮置場の運営・管理

発災後の仮置場の運営・管理に必要な業務内容について検討してください。（初動対応の手引き等を参考にしてください）

①各回体で意見整理シートに書き出してください。⇒10分

②各回体の意見をチャットに書き込んでください。⇒10分

③班内で各回体から口頭で説明してください。⇒10分

意見整理シート

運営・管理の業務内容	候補地の条件、確認事項
【受入・搬出】	【候補地の条件】
【分別】	【確認事項】
【安全・環境】	
【その他】	

「被災地からの搬入」「仮置き」「粗選別」「処理施設への搬出」「安全・環境」の観点からイメージしてください。

図：災害廃棄物に関するグループワーク資料（部分） 出典：環境省資料



写真：合同図上演習の様子

出典：環境省撮影



写真：仮置場に設置された看板



出典：環境省撮影

②仮置場選定時の関係機関・部局間調整

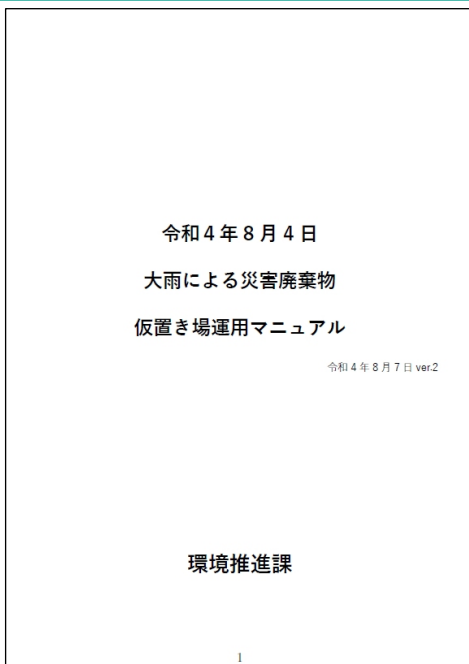
事業内容

・仮置場候補地の庁内確認は事前に実施。



被災時
発揮効果

- ・発災後、被災エリア、必要な広さ、搬出入の利便の良さ、地面の舗装状態を勘案して改めて仮置場候補地を検討。所管の指定管理者を訪問、趣旨説明により使用許可。
- ・仮置場の運営は、市、委託した産業資源循環協会のほか、県職員や県の呼びかけにより県内自治体が実地訓練を兼ねて支援実施。
- ・応援の県職員が仮置場運営の支援実績があり、市職員に受付方法を指導。県職員の支援後、市が独自に「仮置場運用マニュアル」を作成し、市庁内で水平展開。



図：仮置場運用マニュアル（小松市作成）



図：被災時の災害廃棄物仮置場レイアウト（小松市作成）

③民間事業団体等との災害支援協定実効性向上

事業内容

- 令和元年12月26日に一般社団法人石川県産業資源循環協会（産資協）、市内一般廃棄物収集運搬許可業者と「災害時における廃棄物の処理に関する協力協定」締結。

- 市と産資協は協定締結により、平時から市と協会担当者が顔の見える関係を構築し、災害時に迅速対応。協定に基づき、発災翌日（8/5）には、中部地方環境事務所、石川県、小松市が対応を協議する場に産資協も同席。

被災時 発揮効果

- 発災3日目（8/7）には仮置場を開設し、運営委託も実施。
- 協定の活用により、仮置場の早期開設による迅速な受け入れ、災害廃棄物の搬出・処理を実施。

④人材バンク制度の活用

- 令和元年台風19号で小松市から支援を受けた長野県佐久市から職員派遣の申し出があり、人材バンク制度により、災害報告書作成の支援を受けた。



写真：協定を活用した仮置場の運営、搬出の状況



写真：人材バンク制度を通じて小松市の支援を行う佐久市職員



①仮置場の迅速な設置

事業内容

- 「令和元年度中部ブロックにおける災害廃棄物処理計画策定モデル事業（モデル事業）」に参加。発生量推計の検討、ワーキング会議及び講義に対応した宿題形式の演習を実施。**災害廃棄物処理計画（案）を作成。**



被災時発揮効果

- モデル事業を通じて**災害廃棄物処理計画を策定。**
- モデル事業の机上調査で**予め仮置場候補地を検討**した結果、**発災翌日から仮置場を3か所開設**できた。

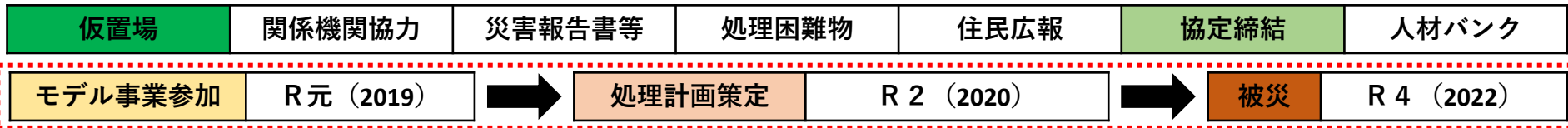
②仮置場選定時の工夫

- 仮置場候補地リストに備考欄を設け、**選定に支障がある理由を記載**し、選定の際の優先順位を下げた。
- 舗装の有無、災害（地震、水害）による**利用可否**をリストに表示。



出典：環境省撮影

写真：仮置場の状況



①仮置場の迅速な設置

- 「令和元年度中部ブロックにおける災害廃棄物処理計画策定モデル事業（モデル事業）」に参加。
- 発生量推計の検討、ワーキング会議及び講義に対応した宿題形式の演習を実施。**災害廃棄物処理計画（案）を作成。**
- 白山野々市広域事務組合の参加により、**組合（処理施設）及び組合構成市町村が一体となった意見交換**を実施。計画づくりに反映。

事業内容

被災時 発揮効果

- モデル事業のワークショップを通じて得た知見により、**仮置場は速やかに設置。**

②地元の事業者との協定活用

- 令和3年度に**地元の事業者と災害廃棄物処理に関する協定を締結**し、発災時に協定を活用して**仮置場の管理・運営を実施。**



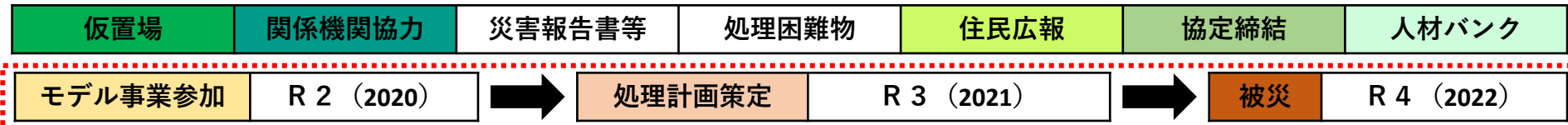
図：ワーキング会議の進め方・テーマ

出典：環境省資料



写真：仮置場の状況

出典：環境省撮影



①仮置場の迅速な設置

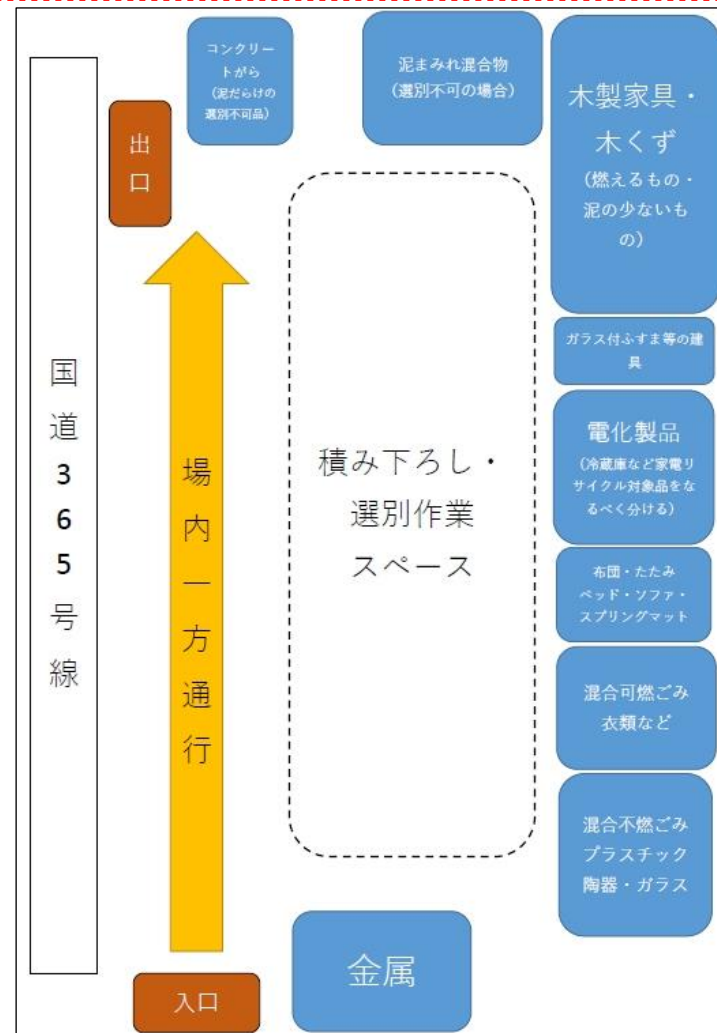
事業内容

「令和2年度災害廃棄物処理計画策定モデル事業（モデル事業）」に参加し、**仮置場候補地の検討**を実施。**処理計画を策定**。



被災時 発揮効果

- 発災（8/5午後）の翌日（8/6）には仮置場を設置。
- 発災後、**処理計画の内容を参考**にして、**仮置場の候補地**や**分別区分のレイアウト**を検討。処理計画に記載した仮置場は被災時に利用できなかったが、**レイアウト**や**分別種類**はモデル事業の検討結果を活用。
- 地域の集落改善センターの前などに分別して**集積所**を設置。**ボランティア**が仮置場に運搬する方式を採用し、**道路上や管理外の土地に排出なし**。



図：仮置場配置図



②多様な手段を用いた住民広報

- ・ 仮置場の周知はホームページなどで実施。地域の集積所は区長を通じてチラシを配布。告知放送（ケーブルテレビのシステム）による音声の周知も実施。

③仮置場選定時の関係機関・部局間調整

- ・ 処理計画で予定した候補地を1か所使用。その他の仮置場は、被災の規模、被災地区の位置、必要面積などを勘案し検討。
- ・ 水害による被害が甚大であったことから、廃棄物担当課と教育委員会が調整し、内部決裁を経て被災当日に仮置場の使用を決定。その他の仮置場の調整も庁内調整ができていた。
- ・ 町全体の災害廃棄物処理が落ち着いてきた段階でも、最も被害の大きかった地区からのごみの排出が依然継続。仮置場候補地リストに掲載済みのグラウンドを仮置場に追加で設定。別の地区では、区長と協議し地域に集積所を設置し対応。



事務連絡
令和4年8月8日

区長各位

南越前町 建設整備課長
(公印省略)

災害廃棄物仮置き場の開場について

日頃より町行政へ深いご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。
先日の大雨による災害で発生した廃棄物について、下記のとおり収集を継続いたします。お忙しいところ大変恐縮ではございますが、ご理解、ご協力のほどよろしくお願いたします。

記

- (1) 期間 令和4年 8月9日(火)～8月17日(木)(予定)
- (2) 時間 9時00分～17時00分
- (3) 場所 今庄グラウンド

お問合せ・連絡先
担当：南越前町建設整備課
[Redacted]

図：住民周知用チラシ

④ 民間事業者との仮置場運営に係る協定締結

事業内容

- ・ 災害廃棄物に関する協定は**平成21年に福井県が福井県産業資源循環協会と締結**。近年の災害の激甚化を受けて、令和3年度から協定の見直しを協議し、**令和4年度に仮置場の管理・運営に関する内容を協定に追加**。



被災時 発揮効果

- ・ 発災直後、県と中部地方環境事務所が南越前町を訪問し、産業資源循環協会との協定を紹介。発災（8/5）後、県が電話で協会に支援を要請し、最初の土曜日（8/6）の午後には**仮置場の分別補助について協会が支援実施**。
- ・ **分別指導や管理補助に限定した委託**。仮置場の分別判断に困る廃棄物の対応など、廃棄物に精通している事業者が分別補助にあたり、**仮置場への円滑な搬入**を実現。

⑤ 人材バンク制度等の活用

- ・ 人材バンク制度を活用し、令和元年台風第19号で被災した長野市から**災害報告書作成**に関して支援を受けた。

（協力内容）

第3条 乙が行う協力内容は、県内市町および一部事務組合（以下「市町等」という。）が実施する次の各号の事業（以下「災害廃棄物の処理等」という。）とする。

- (1) 災害廃棄物の撤去
- (2) 災害廃棄物の収集・運搬
- (3) 災害廃棄物の処理・処分
- (4) 仮置場の管理・運営**
- (5) 前各号に伴い必要な事項

図：大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書（部分）

出典：福井県ホームページ



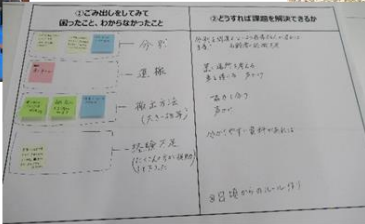
写真：人材バンク制度を通じて南越前町の支援を行う長野市職員

出典：南越前町提供



① 平時の住民参加模擬訓練の実施

- ・ かつらぎ町は平成29年台風第21号による大雨で被災。
- ・ 頻発する災害による廃棄物処理には、**住民と行政の協働**による災害廃棄物処理対応が必要と認識。
- ・ 「令和3年度災害廃棄物処理住民啓発モデル事業（近畿ブロック）（モデル事業）」に参加し、**平時に住民が退蔵品を仮置場に搬出する訓練**と、住民啓発用のリーフレット作成。



図：住民参加退蔵品排出模擬訓練の状況

②県の広報による取組の情報共有

- モデル事業は和歌山県の協力のもと実施。
- 和歌山県は訓練実施後の取組について、県のホームページやインターネット放送局など、多様な広報により、県内に情報を共有。

図：住民啓発用リーフレット 出典：かつらぎ町ホームページ

大規模災害時の生活ごみの出し方

災害直後はごみ処理施設、被害地域の確認のために、ごみ収集は一時的に停止する場合があります。次の点にご理解とご協力をお願いします。

災害発生から数日間はごみをご自宅で保管していただくかなくてはならない場合があります。

収集再開後は、生活ごみ、使用済非常用トイレなどを回収しやすい「可燃性ごみ」から優先して回収します。

数日回収できなくなる場合があります。再度生活ごみ、可燃性ごみから収集します。

不燃性のごみや資源ごみは、町から連絡があるまでは、自宅で保管をお願いします。

平時からの備え

町では3ヶ月に1回、可燃粗大ごみの予約収集を行っています！

- 災害が起きると、普段は使っていないものもごみになってしまう。不要なものも、平時のうちにできるだけ処分するようにしましょう。災害時のごみを減らすだけでなく、避難経路の確保にも役立ちます。
- 家具や電化製品は、できる限り壁や天井に固定するようにしましょう。倒れにくくしておくことで、転倒による怪我を防ぎ、身を守ることがあります。また、破壊されたごみを減らすこともできます。

かつらぎ町 大規模災害時のごみの出し方

保存版 令和4年3月作成

災害ごみとは？

災害によって被害を受けたことによるごみ

被害を受けたものは多く、普段通り生活して出るごみ

家具、家電製品、書、瓦など

ごみ、資源ごみなど

大規模な災害が発生すると、家や建物の浸水や倒壊、破損により大量のれがきや家具、家電などのごみが一気に発生します。このように災害によって発生した廃棄物を「災害ごみ（災害廃棄物）」とよびます。

和歌山県 Wakayama Prefecture

English | 簡体字 | 繁体字 | 한국어 | Français

和歌山県 組織から探す

文字サイズ 標準 拡大 色合い 標準 薄青

Google 検索

和歌山県PRキャラクター「いきちゃん」

ホーム > 組織から探す > 循環型社会推進課 > かつらぎ町災害廃棄物搬出模擬訓練(令和3年11月28日(日))の実施結果について

音声読み上げ

かつらぎ町災害廃棄物搬出模擬訓練(令和3年11月28日(日))の実施結果について

環境生活部

環境政策局

環境生活総務課

自然環境室

南紀熊野ジオパークセンター

循環型社会推進課

廃棄物指導室

環境管理課

県民局

県民生活課

県民活動団体室

消費生活センター

青少年・男女共同参画課

食品・生活衛生課

動物愛護センター

かつらぎ町災害廃棄物搬出模擬訓練(令和3年11月28日(日))の実施結果について

令和3年11月28日(日)に、かつらぎ町新城区において災害廃棄物搬出模擬訓練を実施しました。この訓練は、環境省近畿地方環境事務所が実施する災害廃棄物処理住民啓発モデル事業にかつらぎ町が応募し採択されたものであり、自宅や不要となった家財等の道産品を災害廃棄物に見立て、あらかじめ設定しておいた住民仮置場(集積所)に住民の方自らが搬入・分別することで、災害時の廃棄物処理に係る理解を自治体職員レベルの教育訓練だけでなく、住民の方向けにも広げていくことを目的として実施したものです。

①訓練の概要・実施結果等については、下記関連ファイルのとおり取りまとめしておりますので御覧ください。

②訓練当日の様子を撮影した動画については、下記関連リンクの和歌山県インターネット放送局サイト内に掲載しておりますので御覧ください。

③模擬訓練の実施方法についてまとめたマニュアルも作成しております。下記関連リンクの環境省近畿地方環境事務所のホームページに掲載されておりますので、こちらも併せて御覧ください。

関連リンク

- 近畿地方環境事務所「災害廃棄物処理住民啓発モデル事業」(外部リンク)
- 和歌山県インターネット放送局「令和3年度かつらぎ町災害廃棄物搬出模擬訓練」(外部リンク)

関連ファイル

- かつらぎ町搬出模擬訓練の概要等について(PDF形式6,670キロバイト)

図：和歌山県ホームページの訓練結果の紹介

和歌山県インターネット放送局

ホームへ戻る 放送局について ご利用方法 文字サイズについて

ディスカバー和歌山 1ch

こちら和歌山県庁 2ch

知事記者会見 3ch

県広報番組 4ch

ものしり映倫館 5ch

ほんまもん体験 6ch

世界遺産 高野・熊野 7ch

動画リンク集

和歌山県 Wakayama Prefecture

2ch こちら和歌山県庁

県政ズームアップ

令和3年度かつらぎ町災害廃棄物搬出模擬訓練

令和3年度かつらぎ町災害廃棄物搬出模擬訓練

令和3年度、かつらぎ町で実施された、災害廃棄物の搬出模擬訓練

皆さんこんにちは！和歌山県環境型社会推進課です！この動画では、令和3年11月28日(日)にかつらぎ町新城区で実施された「令和3年度災害廃棄物搬出模擬訓練」について紹介します。この訓練は、地震や台風等の災害時に発生する災害廃棄物の処理について、平時から住民に周知しておくことを目的に、かつらぎ町が環境省・和歌山県と協力して実施した、住民参加型の模擬訓練です。この動画を通して、一人でも多くの方に、災害廃棄物処理の模擬訓練の大切さを知っていただければと思います。(本動画内の説明内容は、今回の訓練をもとに県が作成したものです。実際の災害廃棄物の処理方法は市町村によって異なりますのでご注意ください。)

【動画メニュー】

1. 災害廃棄物とは？ 0:26
2. 災害廃棄物搬出模擬訓練の様子 2:46
3. 防災用語「それ、ごみおまへんて、被災野でせえ」 8:24 (音が少し小さいため、ヘッドホンやイヤホンをお聴きください。)
4. 訓練後のふりかえり 34:23
5. かつらぎ町環境課奥田係長様によるふりかえりの一言 37:50
6. エピローグ 40:33

③モデル事業を契機とした住民啓発グッズ作成

- 和歌山県では住民が親しみやすい災害ごみスライドショーを作成していたが、**モデル事業を契機**として、**カルタ**や**すごろく**、**トレーディングカードゲーム**など遊んで学べる**住民啓発用グッズ**を作成。



ホーム > 組織から探す > 循環型社会推進課 > D.Wasteスターパック(住民啓発用グッズ) 音声読み上げ

環境生活部 D.Wasteスターパック(住民啓発用グッズ)

- 環境政策局
 - 環境生活総務課
 - 自然環境室
 - 南紀熊野ジオパークセンター
 - 循環型社会推進課
 - 廃棄物指導室
 - 環境管理課
- 県民局
 - 県民生活課
 - 県民活動団体室
 - 消費生活センター
 - 青少年・男女共同参画課
 - 食品・生活衛生課
 - 動物愛護センター

D.Wasteスターパックについて



災害ごみの処理方法について、日頃から一般の方々にもその基礎知識を知っていただくことにより、災害ごみ対策の基本が社会一般に広く浸透し、平時の準備にもつながっていきます。このため、和歌山県ではその知識を習熟する一般の方向けの啓発用グッズとして、D.Wasteスターパックを作成しました。教材等としても是非ご活用ください。

学校や地域の集まり等で、災害ごみに関する勉強会等を実施する際には、講師派遣等で協力しますので、お気軽にお問い合わせください。

- ※各グッズの内容はあくまでも一例として記載しているものです。実際の災害時の災害ごみの処理方法等については、災害の種類や規模、自治体によって異なります。
- ※各グッズはいずれも非売品です。お手数ですが、データをダウンロードの上、各自で印刷してご使用ください。
- ※D.Waste・・・Disaster Waste(災害ごみ)



D.WASTE REVOLUTION OF STORAGE

(災害ごみ ～保管準備～)

1対1の対戦を通して、災害ごみの種類や分別・処理方法等について知ることができるトレーディングカードゲームです。ポケモンカードゲーム等と同様に、対戦用のカード(災害ごみをモンスターに見立てたカード)と対戦を補助するカード(エフェクトカード)を駆使し、自分だけのオリジナルデッキを構築して、知能戦を繰り広げることができます！

既に関西市のNPO法人 SoEla が、マリアス(慶應大学開発)という環境系トレカを「遊べる教材」として学校現場へ導入しています！和歌山県でも、同じような取り組みをしてみませんか！

川崎市立枳形中学校でのトレカワークショップ <https://www.soela.jp/my-earth/>

片付けごみの冒険

川崎市で8月に実施された市民向けワークショップで使用していただきました！参加者同士のアイスブレイクにもうってつけです！

災害ごみ、とくに被災家屋から排出された塵や家具などの片付けごみが、どのようなプロセスを経て最終処理されるのかについて、すごろく形式で学ぶことができるゲームです。プレイヤーは、6種類の片付けごみの駒から1つ選び、RPG風の4ステージを下から上へ進み、先にゴールしたほうが勝ちとなります。最終ステージでは、駒ごとに進む道が分岐します！

- 駒1：塵
- 駒2：洗濯機
- 駒3：自転車
- 駒4：香
- 駒5：タンス
- 駒6：消火器

ステージ4：スノーマン山脈
ステージ5：ヒザリ山脈
ステージ1：ヤタラクタン

仮置場

関係機関協力

災害報告書等

処理困難物

住民広報

協定締結

人材バンク

被災 H30 (2018)

処理計画策定

R元 (2019)

モデル事業参加

R2 (2020)

被災 R3 (2021)

①庁内理解の促進

事業内容



- 「令和2年度大規模災害による災害廃棄物処理事例の記録活用業務（モデル事業）」で平成30年7月豪雨の庁内の**災害対応の振返りや再確認**ができ、平時から**災害廃棄物処理の全体像を把握**。

被災時
発揮効果

- 令和3年8月大雨時の**庁内調整**や**仮置場設置、広報**について、**迅速な対応**を実現。

②仮置場選定時の関係機関・部局間調整

- 広島市地域防災計画及び広島市災害廃棄物**処理計画に仮置場候補地を記載**し、**庁内に情報共有**。
- 仮置場候補地について、**事前に全庁照会を実施**し、作成したリストを用いて発災後の円滑な協議実施を準備。
- 平成30年7月豪雨時の仮置場について、**所在や面積をリスト化**。

③実行計画の策定

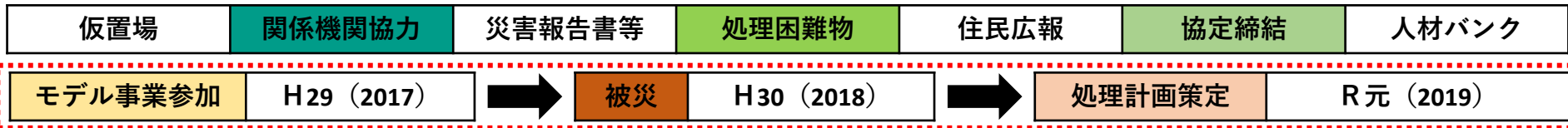
- 被災後、市内で発生した災害廃棄物を迅速かつ適正に処理するために必要な事項を定める「**災害廃棄物処理実行計画**」を発災後1ヶ月半の令和3年9月末に策定。その後進捗状況等に合わせ、10月、1月、3月に改定。



写真：収集の状況



写真：仮置場の状況



①処理困難物の処理方法検討

事業内容

・「平成29年度災害廃棄物処理計画作成モデル事業（モデル事業）」に参加し、**有害化学物質等の所在把握**や**適正処理の手法**の検討、**災害時のごみの安定的処理方法**の検討を実施。北九州市災害廃棄物処理計画策定時の参考とした。

被災時発揮効果

・平成30年7月豪雨において、特段有害物質等は発生しなかったが、処理困難物の**処理ルート**や**処理先は確保済**。

・令和2年7月豪雨時、熊本県人吉市の処理困難物を、**廃掃法第15条の2の5の特例適用**により、市内の産業廃棄物処理事業者が**受入処理**。

品目	取扱い・処理方法	被災地域内での所在確認方法
有害廃棄物等		
石綿含有廃棄物 ^{※1}	「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（改定版）（平成29年9月 環境省）」を参考に適切に処理	・特定粉じん排出等作業届 ^{※2} （環境局環境監視課） ・建設工事に係る資材の再資源化に関する法律（建設リサイクル法）に係る届出（建築都市局建築指導課）
PCB	・環境に影響の高い高濃度 PCB 使用機器の保管が最優先（識別情報と照合し、低濃度汚染機器とを後で区別する）。	・PCB 廃棄物の保管及び処分状況等届出書（環境局環境監視課） ・処理方法等については「PCB 処理に関する情報サイト」参照
その他有害物質等	・発生源の行政指導等による、二次災害の未然防止 ・環境監視（大気測定、水質検査等）	・PRTR インフォメーション広場（環境省） ・環境法令等に基づく各種届出（環境局環境監視課）
適正処理困難物		
家庭用ガスボンベ	販売店へ引取依頼	/
消火器	・通常のリサイクルルートにより処理 ・破損によりリサイクルできない場合は廃棄物処理業者で処理	
太陽光発電パネル	感電や破損等による怪我に注意し、専門業者に処理を依頼	

表：有害廃棄物等及び適正処理困難物の処理方法及び所在確認方法

出典：北九州市災害廃棄物処理計画（令和元年6月、北九州市）



写真：令和2年7月豪雨時の人吉市の災害廃棄物を北九州市の焼却工場に搬入

②仮置場選定時の関係機関・部局間調整

事業内容

- モデル事業実施後、令和元年度に策定した**処理計画**において**仮置場候補地**は、近隣仮置場1,700か所、一次仮置場各区数か所程度と**記載**。

- 候補地となりうる公有地をリストアップし、**所管部署**に問合せをして**使用可否を調整**。仮置場として長期間使用可否、災害時の他用途使用の競合が課題であり、**環境部局の所管土地の優先利用**を想定。

- 避難者がいない場合や緊急援助隊の活動拠点とならなかった場合に仮置場として利用するなど、災害時利用の注意点を**定期的に担当部署と調整**。

- 平成30年7月豪雨の被災時は仮置場設置に至らなかったものの、令和2年7月豪雨の人吉市の支援時に災害状況を確認し、改めて自区内の**仮置場候補地の調整を推進**。当該候補地の所管部署との調整にあたり、**仮置場利用時の経路、必要資機材等の事前検討**を実施。

被災時 発揮効果

③民間事業者との仮置場運営に係る協定締結

- 令和元年度に**福岡県が公益社団法人福岡県産業資源循環協会と災害廃棄物処理に係る包括的な支援協定**（災害廃棄物撤去、収集・運搬、処分）を締結。産資協とは**平時に具体的な協議を実施**。**仮置場の設置・運営支援を主に依頼**することで合意。北九州市が必要資機材リストを作成し**産資協と共有**。

平成30年11月6日
循環社会推進課、業務課

「平成30年7月豪雨」に伴う災害廃棄物処理支援について

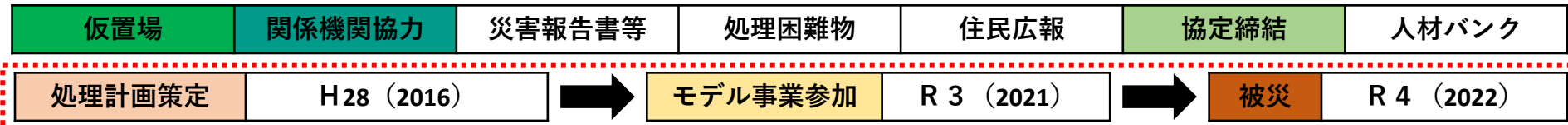
- 本市の災害ごみ（片付けごみ）の処理について
（市民が敷地外に搬出した災害廃棄物・土砂の処理）
一般家庭において床上浸水等により被災した畳、家具、家電製品等の災害ごみ（片付けごみ）を環境センターが収集し、焼却工場等で処理を行った。
また、河川、道路等から一般家庭の宅地に流れ込んだ土砂については業者に収集委託し、埋立て処分を行った。
○収集件数 158件
○収集ごみ量 253.8トン
（平成30年10月1日時点）



- 本市の災害廃棄物処理支援事業について（敷地内に残置された災害廃棄物）
今回、環境省が補助事業の対象を拡大したことから、この補助制度の範囲内で、宅地内の災害廃棄物を市の事業として処理することとした。
 - 対象となる災害廃棄物
 - 半壊以上の家屋
 - 宅地内土砂混じりがれき
 - 費用償還
既に宅地の所有者等が自ら家屋解体や土砂混じりがれきの撤去を行った場合について、市が費用償還する。
 - スケジュール
現在、現地調査を行っており、12月以降、解体・撤去を行う。

図：平成30年7月豪雨時の処理状況

出典：北九州市ホームページ



①仮置場の迅速な設置

事業内容

・「令和3年度災害廃棄物処理計画作製及び改定支援等業務モデル事業（モデル事業）」に参加。
アクセスのしやすさや舗装地、搬入・搬出ともに作業しやすい場所が適した仮置場候補地である知見を得る。



被災時
 発揮効果

・仮置場は発災の当日（9/19）には場所を検討。仮置場候補地がない地区があり、近隣の町有地は狭く搬出しにくい土地であり、地元にご相談した結果、民有地提供の申し出。発災翌日（9/20）には仮置場2か所を開設。

・コンテナ設置により、限定した面積でも有効活用。被災地区に仮置場を設置でき、被災家屋から災害廃棄物の搬出を迅速実施。



② 仮置場選定時の関係機関・部局間調整

- ・モデル事業で仮置場候補地の条件について知見を得る。
- ・新規施設整備を行う所管課に対して、**仮置場として使用**できるように、駐車場にパーキングブロックを敷設しないように**要請**。また、町内の**国有地を仮置場利用**できるように**調整**。

③ 民間事業者との仮置場運営に係る協定締結

- ・町の担当部署で仮置場の運営管理はできると考えていたが、モデル事業で**関係団体との協定締結**や、**協力体制構築の重要性**の知見を得る。
- ・令和2年に一般社団法人宮崎県産業資源循環協会（産資協）と**災害時の支援協定を町と直接締結**。協定締結後、町職員が産資協を訪問するなど、平時から顔の見える関係づくり。

事業内容

- ・台風**接近前**（9/17）に**協会へ事前準備を依頼**。
- ・仮置場1か所について、発災の5日後（9/24）から土日を含めた管理を協定に基づき委託。熊本地震の支援経験のある町内の会員事業者に委託し、主に**搬出に向けての調整**を依頼。
- ・協定は災害廃棄物の撤去、収集運搬などを規定し、第5号「前各号に伴う必要な業務」として、今回の災害で**仮置場の管理運営を委託**。

被災時 発揮効果



写真：新規整備施設の駐車場を仮置場候補地として調整

出典：新富町提供資料

第3条 この協定により、甲が乙に協力を要請する業務は次のとおりとする。

- (1) 災害廃棄物の撤去
- (2) 災害廃棄物の収集運搬
- (3) 災害廃棄物の処分
- (4) 災害廃棄物の仮置に必要な土地の確保及び一時提供
- (5) 前各号に伴う必要な業務

図：宮崎県産業資源循環協会との協定書（部分）

出典：新富町提供資料